

25. 臨床研修病院群の時間外・休日労働最大想定時間数の記載（基幹型記入）

基幹型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：くまもと県北病院（熊本県）

研修プログラムの名称：くまもと県北病院卒後臨床研修プログラム

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 (年単位換算) 前年度実績	C-1水準 適用
くまもと県北病院	032122	基幹型	熊本県	960時間	救急科研修時に月4回 宿日直許可なし	約258時間 対象となる臨床研修医12名 (2023年度)	A水準のため適用なし
熊本市民病院	030727	協力型	熊本県	960時間	約月3回 宿日直許可無し	291時間	A水準のため適用なし
国立病院機構 熊本医療センター	030726	協力型	熊本県	960時間	月3・4回	約450時間 対象となる臨床研修医39名 (2023年度)	A水準のため適用なし
熊本赤十字病院	030728	協力型	熊本県	960時間	臨床研修医の当直・日直なし	約660時間 対象となる臨床研修医28名 (令和5年度)	A水準のため適用なし
熊本大学病院	030729	協力型	熊本県	720時間	臨床研修医の当直・日直なし	245時間 対象となる臨床研修医13名 (令和5年度)	
熊本中央病院	030837	協力型	熊本県	60時間	月3回・1回 宿日直許可あり	臨床研修医の受入がないため実績値なし	
済生会熊本病院	030855	協力型	熊本県	960時間	月1回(宿日直許可取得済)	約333時間 対象研修医2名(2023年度)	
荒尾こころの郷病院	032119	協力型	熊本県	50時間	臨床研修医の当直・日直なし	臨床研修医の受入がないため実績値なし	
国民健康保険和水町立病院	032120	協力型	熊本県	720時間	宿直4回/月・日直1回/月 A水準宿直・日直許可取得済	臨床研修医の受入がないため実績値なし	
荒尾市立有明医療センター	032123	協力型	熊本県	720時間	月1～3回 宿日直許可なし	約147時間 対象となる臨床研修医2名 (2023年度)	
上天草市立上天草総合病院	032155	協力型	熊本県	720時間	臨床研修医の当直・日直なし	0時間	
春日クリニック	036268	協力型	熊本県	0時間・0日	なし	0時間	
福田病院	032355	協力型	熊本県	0時間・0日	なし	約648時間 対象となる臨床 研修医2名(2023年度)	
熊本機能病院	032361	協力型	熊本県	720時間	月1～4回 宿日直許可有	臨床研修医の受入れがないため実績値なし	A水準のため適用なし
向陽台病院	0128-295	協力型	熊本県	360時間	宿日直許可あり 宿直：月4回、日直：月1回	0時間	
国民健康保険上天草市立御所浦診療所	0168396	協力型	熊本県	0時間	臨床研修医の当直・日直なし	0時間	A水準のため適用無し

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載
くまもと県北病院	032122	基幹型	熊本県	960時間	救急科研修時に月4回 宿日直許可なし
安成医院	0178705	協力型	熊本県	0時間	宿日直なし
松本内科・眼科		協力型	熊本県	0時間	宿日直なし。
玉名病院		協力型	熊本県	320時間	0回 宿日直許可あり

参考 時間外・休日労働 (年単位換算) 前年度実績	C-1水準 適用
約258時間 対象となる臨床研修医12名 (2023年度)	A水準のため適用なし
0時間	
前年度実績なし。	
0時間	

※ 年次報告の場合は、報告年度の前年度の実績及び報告年度の想定を記入すること。

研修プログラム変更・新設の届出の場合は、届出年度の前年度の実績及び次年度（プログラム開始年度）の想定を記入すること。

※ 該当する項目について、基幹型臨床研修病院を筆頭にして、研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院について、施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する基幹型臨床研修病院及び研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院の病院施設番号、病院種別（基幹型・協力型）、所在都道府県、時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、前年度の時間外休日労働の年単位換算実績及び、C-1水準適用の状況を記入すること。

※ 最大想定時間数は、プログラムに従事する臨床研修医が、該当する研修病院において実際に従事することが見込まれる時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記入すること。

※ 臨床研修医においては、従事する全ての業務が研修プログラムに基づくものとなるため、A水準又はC-1水準しか適用されないことに留意すること。